仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、小学校長期休業期間中において、仙台市が設置する放課後児童クラブに登録している児童の保護者が事業者へ注文した弁当を放課後児童クラブに配送等を行うモデル事業を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 業務の名称及び概要

（１）業務名

仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業

（２）業務の内容

別紙「仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）受託予定事業者

本市内において弁当の製造及び販売を行っている事業者

（４）履行期間

契約の日から令和９年３月 31 日まで

（５）業務委託提案上限額

１児童館あたりの単価契約とし下記金額以内とする。

・児童館との調整費等

：１児童館（サテライト室含む）につき、10,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

・配送費

：１児童館（サテライト室含む）につき、１日 2,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 募集事業者数

複数者（予算の範囲内で事業者数を決定する）

4 参加要件

本要項２の（３）の事業者のうち、当該事業を的確に遂行する能力を有するほか、次の要件をすべて満たしていることを要件とする。

（１）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の規定による飲食店営業許可を受けていること。

（２）過去１年以内に関係法令による営業停止処分を受けていないこと。

（３）原則３年以上飲食に関する営業実績があること。

（４）仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第２条第１項の規定による指名停止を受けている者でないこと。

（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（６）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

（７）仙台市税（又は現在の主たる事業所所在地市町村税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 質問及び回答

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファクスでの質疑応答は行わない。

（２）質問および回答方法

ア　様式　　：質問書（様式１）を使用すること

イ　提出先　　：本要項 12 に掲げる担当課

ウ　提出方法　：電子メールで提出すること。なお、電子メールの標題は「仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。

エ　提出期限　：令和８年４月 10 日（金）午後５時００分まで

オ　質問に対する回答方法

：質問に対する回答は、令和８年４月 13 日（月）中に仙台市ホームページに掲載する

6 参加表明書及び企画提案書の提出

（１）提出書類及び提出方法

下記により書類を提出すること。

ア　提出期限：令和８年４月 22 日（水）午後５時００分まで

イ　提出先　：本要項 12 に掲げる担当課

ウ　提出方法：持参又は送付（共に提出期限まで必着のこと）

エ　提出書類

・参加表明書（様式２）

・企画提案書（様式３）：２部（正本１部、副本１部）

・企画提案書（様式３）のデータ

※PDF データを本要項 12 に掲げる担当課のメールアドレス宛に提出

・提案者の概要がわかる資料（法人概要・パンフレット等）：１部

・市税の滞納がないことの証明書（写し可）：１部

※仙台市税が課税されている者は、本市区役所税務会計課又は総合支所税務住民課において、参加表明書の提出日以前 30 日以内に「市税の滞納がないことの証明書」の交付（１通 300 円の手数料が必要）を受け、１部（写し可）を提出すること。

※仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課税する市町村税の滞納がないことを証明する書類１部（写し可）を提出すること。

・消費税及び地方消費税に関する証明書（写し可）：１部

（納税証明書又は未納税のない証明書、写し可）

・暴力団排除に係る誓約書（様式４）：１部
・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）：１部
・飲食店営業許可証の写し：１部

（２）企画提案の内容

企画提案書は、以下の項目について簡潔に記載すること。

ア　配送可能な児童館

・仕様書別紙「放課後児童クラブ実施箇所一覧」に記載の放課後児童クラブのうち、配送可能な児童館を提案すること。
なお、サテライト室がある児童館の場合は、児童館本館・サテライト室それぞれに配送することとし、本館のみ配送可能という提案は不可とする。
※同一児童館について、複数の事業者より配送可能と提案があった場合は、下記７の審査において、総合評価点の高い事業者から順に配送する児童館を決定する。

イ　配送及び回収計画等

・配送元から配送先の各児童館及びサテライト室への配送方法、予定時間及び経路等を記載するとともに、配送及び児童への提供までの児童館での保管時の衛生管理及び品質管理方法について記載すること。また、弁当容器等の回収予定時間を記載すること。
※児童館等での昼食時間は概ね 12 時から 13 時の間
・本業務の実施体制・組織体制・支援体制等及び各担当者とその役割について記載すること。

ウ　弁当の注文受付・弁当代金の支払い方法

・保護者から注文を受け付けるシステムの概要及び弁当代金の支払い方法（クレジット決済・口座振替等）、これにかかる周知方法について記載すること。また、決済手数料等、別途保護者が負担する必要が生じる場合は、その金額等についても記載すること。

エ　弁当注文受付の締切・キャンセルの締切日時

・弁当の注文の締め切り設定日・時間及びキャンセルの締め切り設定日・時間を記載すること。なお、注文の受付及びキャンセルは可能な限り配送日前日までとするなど、極力利用者が注文しやすいよう配慮すること。

オ　提供する弁当の献立表

・１週間（５日分）の献立表の例及び１食分のサンプル写真（主食及び副菜、容器のイメージがわかるもの）

カ　提供する弁当の価格

・極力利用者が注文しやすい価格帯（１食あたり税込み 400 円から 500 円程度）となるよう配慮すること。また、配送等については本業務委託により実施することを踏まえ、配送費用等の価格転嫁は行わないこと。

キ　その他、本業務の効果的な実施に資する独自の工夫等

・過年度（令和６年度から令和７年度）において本事業を受託し、その実績を踏まえた独自の工夫等がある場合は記載すること。
・上記以外にも、本業務の効果的な実施に資する独自の工夫等があれば記載すること。

ク　本事業及び類似事業の実績等

・過年度（令和６年度から令和７年度）における本事業の受託実績がある場合は記載すること。

・国又は地方公共団体が行う事業で、本事業の全部又は一部に類似した事業の受託実績がある場合は記載すること。

・小学生以下を対象とした宅配弁当の受託実績がある場合は記載すること。

ケ　見積価格

以下について、２（５）の１児童館あたりの提案上限額内で、上記アで提案する配送可能な児童館全てに配送する場合の経費の総額を示すとともに、出来る限り詳細な積算内訳を示すこと。

・児童館との調整費等

・配送費

コ　追加提案（別途製造販売が可能な場合）

・仕様書３業務概要（２）のとおり、仙台市が別に委託する運送事業者による配送を行うことを条件に、弁当の製造販売等が可能な場合は、仕様書別紙「放課後児童クラブ実施箇所一覧」に記載の児童館から提案すること。

※仙台市と運送事業者との契約状況等により、追加提案があった場合でも、実施児童館数の減少または実施しない場合がある。

※追加提案にかかる児童館との調整費等の単価は、上記ケ見積価格で提案のあった金額と同額とする。

※追加提案の内容は下記７の審査には影響しないものとする。

7 審査

（１）審査方法

仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業業務委託プロポーザル審査委員会において、（２）評価項目及び採点に基づき書面審査を行い、企画提案書等の内容について評価する。

（２）評価項目及び採点

（ア）委員による採点

	評価項目	評価の観点	配点
1	業務目的及び事業内容の理解度	・事業の目的・趣旨を十分理解し、提案全般に反映されているか	15
2	配送計画等	・指定する時間内に配送可能な計画や弁当容器等の回収計画が適切に立てられているか ・弁当の配送・保管における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能か ・業務を安定的に遂行できる体制か	30
3	提案内容	・利用しやすい弁当価格となっているか ・弁当の量や質が児童に相応しいメニューとなっているか ・注文・決済等の仕組みや期限が利用しやすいものか ・保護者への情報提供方法等が適切にできるか ・本業務の効果的な実施に資する独自の工夫等があるか	30

4	業務実績	・本業務に有効な業務実績を有しているか	15
5	提案額積算内容	・提案内容との整合性がとれており、妥当かつ合理的な積算がなされているか	10
評価点			100

（イ）加点対象館の提案に対する加点

仕様書別紙「放課後児童クラブ実施箇所一覧」に記載の放課後児童クラブのうち、「加点対象館」となっている児童館を提案した場合、１児童館につき５点、最大で 20 点（１館目５点、２館目 10 点、３館目 15 点、４館目以降 20 点）を（ア）の評価点に加算し、総合評価点とする。

8 受託候補者の選定

（１）選定方法

仙台市放課後児童クラブ弁当配送モデル事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、原則として全委員の評価点の合計が満点（100 点×審査委員数）の６割以上の者で、総合評価点の合計が最も高く優れていると認められる者から、予算の範囲内で順に受託候補者を特定する。なお、７（２）において、２配送計画等及び３提案内容の項目のうち、各委員が一人でも評価点 15 点以下とした場合、審査委員会で協議のうえ、受託候補者に特定しない場合がある。

（２）受託候補者の決定通知

すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、受託候補者の特定後、受託候補者を本市ホームページで公表する。

9 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）本要項４に示す参加要件を欠くことになった場合

10 契約

受託候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議のうえ、実施すること。

11 その他

（１）企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

（２）提出された書類等は返却しない。

（３）提出された書類等は、事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

（４）提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。

（５）提出期限が過ぎた後は、提出書類等の差替え及び再提出は認めない。
（６）参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。
（７）評価結果等についての電話等での問い合わせには応じない。
（８）本プロポーザルの実施スケジュールは下表のとおり。

実施内容	実施時期
公募開始	令和８年４月３日
質問提出期限	令和８年４月 10 日
質問回答日	令和８年４月 13 日
参加表明書・企画提案書等提出期間	令和８年４月 14 日～４月 22 日
結果通知	令和８年５月上旬
契約締結	令和８年５月下旬

12 担当課

仙台市こども若者局こども若者企画部児童クラブ事業推進課
住所：〒980-0011　仙台市青葉区上杉一丁目５番１２号
電話：022-214-8406　FAX：022-214-8784
電子メール：kod006025@city.sendai.jp